指名業者選定理由書

1　入札の種類：指名競争入札

2　業務名：道路メンテナンス事業（橋梁）

橋梁補修設計業務委託

（国）２５４号　10 号橋、11 号橋、小屋場橋

甘楽郡下仁田町大字南野牧地内

3　指名業者の選定

（1）委託種別

土木関係コンサルタント業務

（2）評価項目

ア　群馬県の令和６・７年度度調査・測量・コンサルタント資格者名簿に登載されていること。

イ　指名停止期間中でないこと。

ウ　手形交換所による取引停止処分が生じていないこと。

エ　本県における業務の実施特性に精通し、業務内容及び業務規模等に応じて当該業務を確実かつ円滑に実施できること。

オ　当該業務と同種業務について相当の実績があること。

カ　当該業務の遂行に必要な調査・算定等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の類似業務について実績があること。

キ　地形地質等の自然的条件及び周辺環境条件等について当該業務の作業条件と同等と認められる条件下での実績があること。

ク　手持ち業務からみて、当該業務を履行できる状況にあること。

ケ　上記の他、群馬県建設工事請負業者選定要領(以下「選定要領」という。)別表第４に掲げる不適切な行為がないこと。

（3）指名業者の選定

ア 選定要領に定める標準選定数　７者

イ 指名業者数　　８者

ウ 選定方法

（2）に記載する評価項目のすべてに適合する者の中から、当該業務に対する技術的適性、過去の実績等を勘案して選定したことによる。